

平成17年11月1日 特別号



CONTENTS



特集

合住後の所変更手続き

風連町に住所（所在地）を有する住民・事業者のみなさまへ

合併による住所変更手続きの一覧を特集した、協議会だより特別号をお届けします。

現時点で整理できた項目をすべて掲載いたしました。合併後の「住所変更」手続きは、おおむね必要ありませんが、一部必要となる場合があります。該当する項目をご覧ください。

手続きはすべて、平成18年3月27日の合併以降に行うことになります。

一覧表では、所管する機関ごとの順に並べ、手続きが必要とされている項目を緑色で表示しています。表に記載のないものについては、各関係機関へお問い合わせください。

合併後の町（字）名等について

風 連 地 区		
現町(字)名	新町(字)名	郵便番号 (変更なし)
字 旭 (あさひ)	風連町字旭	098-0514
字池の上 (いけのうえ)	風連町字池の上	098-0513
大 町 (おおまち)	風連町大町	098-0503
新生町 (しんせいちょう)	風連町新生町	098-0511
字瑞 生 (ずいしょう)	風連町字瑞生	098-0508
字中 央 (ちゅうおう)	風連町字中央	098-0515
字東 生 (とうせい)	風連町字東生	098-0632
字豊 里 (とよさと)	風連町字豊里	098-0501
仲 町 (なかまち)	風連町仲町	098-0506
字西風連 (にしふうれん)	風連町字西風連	098-0509
西 町 (にしまち)	風連町西町	098-0507
字日 進 (にっしん)	風連町字日進	098-0631
字東風連 (ひがしふうれん)	風連町字東風連	098-0512
北栄町 (ほくえいちょう)	風連町北栄町	098-0502
緑 町 (みどりまち)	風連町緑町	098-0516
南 町 (みなみまち)	風連町南町	098-0505
本 町 (もとまち)	風連町本町	098-0504

風連地区の合併後の住所は

- ①「上川郡風連町」が「名寄市」になります。
- ②現在の町(字)名の前にすべて「風連町」が入ります。

郵便はがき

〒□□□□□□

名寄市

風連町西町

〇〇番地

風連 新一郎様

〒□□□□□□

上川郡風連町

西町

電話番号は合併後も変更ありません

※風連地区から名寄地区へ電話をするときは、引き続き市外局番が必要です。

【 市 関 係 ① 】

項 目	該当される方	住所変更による取り扱い		合併までの お問い合わせ			
		要・不要	手続きの方法等				
戸籍・住民票		不要	合併時の住所変更手続きは必要 ありません。	風連町役場福祉課住 民係			
住民基本台帳カード	カードをお持ちの 方	不要	合併後、来庁の際に、住所変更 の内容を裏面に記載します。				
公的個人認証サービス	電子証明書の発行 を受けている方						
外国人登録証明書	登録をしている方						
印鑑登録証	登録証をお持ちの 方	要		合併前の風連町で発行した印 鑑登録証（赤い手帳）は、新し い印鑑登録証（カード）に変更 する必要があります。平成18 年3月27日から新名寄市の印鑑 登録証（カード）を風連庁舎で 引替えします。印鑑証明書が必要 になったときに、風連庁舎で 引替えることもできます。 合併後、印鑑証明書は、新し い印鑑登録証を提示することで、 名寄及び風連の両庁舎で交付を 受けることができます。（名寄 庁舎で印鑑証明書を申請する方 は、事前に風連庁舎で引替えを 受けてください。）			
国民健康保険被保険者証 （退職被保険者証を含む）	被保険者証をお持ち の方	不要	未定				
国民健康保険標準負担額減額認 定証							
国民健康保険高齢受給者証							
国民健康保険限度額適用・標準 負担額減額認定証							
国民健康保険特定疾病療養受療 証							
老人医療費受給者証 〔道老〕（白色）							
老人保健法医療受給者証 （白色）							
老人保健特定疾病療養受療証							
老人保健の限度額適用・標準負 担額減免認定証							
ひとり親家庭等医療費受給者証 （薄黄色）	受給者証をお持ち の方	不要					
乳幼児医療費受給者証（白色）							
重度心身障害者医療費受給者証 （緑色）							
支援費受給者証	受給者証をお持ち の方	不要	未定		風連町役場福祉課保 険医療介護係		
児童扶養手当	手当を受けている 方						
特別児童扶養手当							
児童手当	手当を受けている 方	不要	合併時の住所変更手続きは必要 ありません。	風連町役場福祉課福 祉係			
特別障害者手当							
重症心身障害児（者）福祉手当							
身体障害者手帳					手帳をお持ちの方		
療育手帳							
心身障害者扶養共済制度利用者 の住所	制度を利用されて いる方						
精神障害者保健福祉手帳	手帳等をお持ちの 方						
精神障害者通院医療費公費負担 患者票							
母子健康手帳	手帳をお持ちの方			不要	合併時の住所変更手続きは必要 ありません。	風連町役場福祉課健 康係	
妊婦一般健康診査受診票	受診票をお持ちの 方						
乳児一般健康診査受診票							

【 市 関 係 ② 】

項 目	該当される方	住所変更による取り扱い		合併までの お問い合わせ
		要・不要	手続きの方法等	
母子（父子）寡婦福祉資金貸与	資金の貸与を受けている方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。	風連町役場福祉課福祉係
保育所への住所変更手続き	保護者の方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。	風連町役場福祉課福祉係
飼い犬の鑑札	登録をしている方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。	風連町役場生活課生活環境係
墓地使用許可	許可を受けている方			
介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	不要	未定	風連町役場福祉課保険医療介護係
介護保険負担額減額認定証	認定証等をお持ちの方	不要	認定の有効期間中は、現行の認定書等をそのままご使用ください。	風連町役場福祉課保険医療介護係
介護保険特定負担額減額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）				
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）				
原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	標識の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。現在の標識をそのまま利用になりますが、申請により変更することもできます。（手数料は不要）	風連町役場総務課税務係
法人市民税に係る法人等の異動（変更）届出書 市民税に係る特別徴収義務者の所在地変更届出書	該当する法人	不要	合併時の所在地変更の手続きは必要ありません。	
市町民税、介護保険料、上下水道使用料等の口座振替依頼書	登録をされている方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。	風連町役場各担当係
鳥獣飼養許可	許可を受けている方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。	風連町役場産業課林務係
建設工事等競争入札参加者資格審査	資格を有している方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。ただし、他市町村で資格を得ている場合は、提出先にご確認ください。	風連町役場総務課財産管理係
道路占用許可（市・町道）	許可を受けている方	不要	合併時の住所変更手続きは必要ありません。	風連町役場生活課建設管理係
河川占用許可（市・町河川）				
公園占用許可（市・町公園）				
住宅入居許可（道・市・町営住宅）				
名寄市立総合病院の診察券	診察券をお持ちの方	不要	合併後も現在の診察券をご利用になれます。	名寄市立病院医事課
小・中学校への住所変更手続き	児童・生徒の保護者の方	不要	公立の小・中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、市町外の学校等については、それぞれお問い合わせください。	風連町教育委員会教育課学校教育係

【 道・国 関 係 ① 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
宗教法人の規則変更	北海道総務部	上川支庁総務部総務課か本庁総務部学事課	要	当該法人において規則を変更し、規則中の事務所の所在地に関する条文を変更した旨を届け出てください。	不要
学校法人の変更登記	北海道総務部	上川支庁総務部総務課か本庁総務部学事課	不要	組合等登記令第25条で商業登記法第26条を準用	—
学校法人の寄附行為の変更	北海道総務部	上川支庁総務部総務課か本庁総務部学事課	要	当該学校法人において寄附行為を変更し、寄附行為変更届けを提出してください。	不要
私立幼稚園、小、中、高等学校、専修学校、各種学校の私立学校の学則（園則）変更	北海道総務部	上川支庁総務部総務課か本庁総務部学事課	要	当該学校法人において学（園）則を変更し、学（園）則変更届けを提出してください。	不要
危険物取扱者の免許をお持ちの方	北海道総務部	本庁総務部総合防災対策室防災消防課消防グループ	不要	北海道において変更の手続きをいたしますので届け出は不要です。	—
消防設備士の免許をお持ちの方	北海道総務部	本庁総務部総合防災対策室防災消防課消防グループ	不要		
消防設備点検資格者の免許をお持ちの方	北海道総務部	本庁総務部総合防災対策室防災消防課消防グループ	不要		
自動車をお持ちの方	北海道総務部	上川支庁課税課、道税事務所課税課、本庁総務部税務課	不要		
免税軽油使用者証をお持ちの方	北海道総務部	上川支庁課税課、道税事務所課税課、本庁総務部税務課	不要		
免税軽油共同使用者証をお持ちの方	北海道総務部	上川支庁課税課、道税事務所課税課、本庁総務部税務課	不要		
軽油引取税に係る営業の開業届出をしている方	北海道総務部	上川支庁課税課、道税事務所課税課、本庁総務部税務課	不要		
軽油引取税に係る販売契約の締結等の届出をしている方	北海道総務部	上川支庁課税課、道税事務所課税課、本庁総務部税務課	不要		
軽油引取税に係る特別徴収義務者登録をしている方	北海道総務部	上川支庁課税課、道税事務所課税課、本庁総務部税務課	不要		
旅券（パスポート）をお持ちの方	北海道知事政策部	上川支庁総務部総務課か本庁知事政策部知事室国際課パスポートセンターパスポートグループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。 ただし、他のページに書き込みすると、旅券（パスポート）が無効になりますのでご注意ください。 また、旅券申請のため6ヵ月以内に取得した住民票、戸籍謄（抄）本は取得後、氏名以外に変更がある場合は取り直す必要があります。	—
大気汚染防止法第11条、18条の13に基づく氏名等の変更の届出	北海道環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室環境保全課大気環境グループ	要	氏名等変更届出書を30日以内に上川支庁へ提出	不要
北海道公害防止条例第30条に基づく氏名等の変更の届出	北海道環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室環境保全課	要		

【 道・国 関 係 ② 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
北海道公害防止条例第45条に基づく氏名等の変更の届出	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室環境保全課大気環境グループ	要	氏名等変更届出書を30日以内に所在地の市町村役場へ提出（悪臭発生施設に係る届出は、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市及び苫小牧市以外に所在する場合は、所管の支庁）	不要
水質汚濁防止法第10条に基づく氏名変更等の届出	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室環境保全課水環境グループ	要	変更があった日から30日以内に氏名変更等の届出が必要です。 なお、合併後、札幌市、函館市、旭川市に所在する工場または事業場は所在する市に、その他の工場または事業場は所在する支庁へ提出しなければなりません。	不要
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置の届け出をしている方	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室環境保全課大気環境グループ	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は氏名等変更届出書の提出が必要です。	—
公害防止管理者などの資格をお持ちの方	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室環境保全課大気環境グループ	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—
浄化槽保守点検業の知事登録をしている方	北海道□ 環境生活部	本庁環境生活部環境室環境保全課水環境グループ	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、会社名、組織名等が変わる場合は申請書記載事項変更届出書の提出が必要です。	—
建築物環境衛生管理技術者の免状をお持ちの方	北海道□ 環境生活部	名寄保健所か本庁環境生活部環境室循環型社会推進課循環指導グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
狩猟者登録をしている方	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室自然環境課野生鳥獣グループ	不要		
狩猟免許をお持ちの方	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室自然環境課野生鳥獣グループ	不要		
動物取扱業の届出をしている方	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室自然環境課特定生物グループ	不要		
危険動物の飼養許可を受けている方	北海道□ 環境生活部	上川支庁環境生活課か本庁環境生活部環境室自然環境課特定生物グループ	不要		
特定非営利活動法人の定款変更の届出	北海道□ 環境生活部	本庁環境生活部生活文化・青少年室生活振興課市民活動グループ	要	市町村名に変更があった場合、定款変更の届出が必要となります。	不要
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
義肢装具士の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要		
診療放射線技師の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要		
臨床検査技師の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要		

【 道・国 関 係 ③ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
臨床工学技士の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 医務薬務課医務グループ	不要	合併時の住所変更の手続は必要ありません。	—
視能訓練士の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 医務薬務課医務グループ	不要		
理学療法士、作業療法士の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 医務薬務課医務グループ	不要		
看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 医療政策課看護対策グループ	不要		
特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 疾病対策課特定疾患グループ	不要		
特定疾患及び小児慢性特定疾患医療の委託契約医療機関を開設している方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 疾病対策課特定疾患グループ	不要		
被爆者健康手帳をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 疾病対策課特定疾患グループ	不要		
精神保健福祉士の登録証免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 疾病対策課精神保健福祉推進室精神保健福祉グループ	不要		
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 疾病対策課精神保健福祉グループ	不要		
通院医療公費負担患者票をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 疾病対策課精神保健福祉グループ	不要		
歯科技工士の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 地域保健課歯科栄養健康グループ	不要		
栄養士、管理栄養士の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 地域保健課歯科栄養健康グループ	不要		
調理師の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 地域保健課歯科栄養健康グループ	不要		
特定給食施設を開設されている方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 地域保健課歯科栄養健康グループ	要	住居表示に変更があった場合は、届出が必要です。変更後、1カ月以内に届出を行ってください。	不要
製菓衛生師の免許をお持ちの方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 食品衛生課食品安全グループ	不要	免許及び台帳には住所表示がないため手続きは必要ありません。	—
生活衛生営業等許可（理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館、公衆浴場、映画館、劇場の許可を受けている方）の届出をされている方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部 食品衛生課生活衛生グループ	不要	合併時の住所変更の手続は必要ありません。	—

【 道・国 関 係 ④ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
食品の営業許可証（登録票）を受けている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部食品衛生課食品安全グループ	要	来庁の際に住所を証明するものを提示して、手続きしてください。	不要
食品衛生責任者の届出をされている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部食品衛生課食品安全グループ	要		
食品衛生管理者の届出をされている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部食品衛生課食品安全グループ	要		
届出食肉販売業の届出を行っている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所・食肉衛生検査所	不要	合併時の手続きは必要ありません	—
毒物・劇物販売業等の登録、薬局等の許可を受けている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課薬務グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありませんが、次回更新時にその旨を登録（許可）更新申請書に記載してください。	—
医師の免許をお持ちの方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
医療法人の認可を受けている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。変更認可申請時に併せて手続きを行ってください。	—
保育士の免許をお持ちの方	北海道□保健福祉部	本庁保健福祉部地域福祉課福祉基盤グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。（保育士登録事務処理センター）	—
社会福祉士の免許をお持ちの方	北海道□保健福祉部	本庁保健福祉部地域福祉課福祉基盤グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。（社会福祉振興・試験センター）	—
介護サービス提供事業者の指定、許可（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設）を受けている方	北海道□保健福祉部	本庁保健福祉部介護保険課指導グループ	不要	住所変更の手続は必要ありません	—
介護福祉士の免許をお持ちの方	北海道□保健福祉部	本庁保健福祉部地域福祉課福祉基盤グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。（社会福祉振興・試験センター）	—
指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の指定を受けている方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部障害者保健福祉課支援費基盤グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
身体障害者手帳をお持ちの方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部障害者保健福祉課社会参加グループ	不要		
療育手帳をお持ちの方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部障害者保健福祉課社会参加グループ	不要		
心身障害者扶養共済制度に加入している方、年金を受給している方及び受給者の年金を管理している方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部障害者保健福祉課社会参加グループ	不要		
特別児童扶養手当を受給している方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部障害者保健福祉課社会参加グループ	不要		
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当を受給している方	北海道□保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部障害者保健福祉課社会参加グループ	不要		

【 道・国 関 係 ⑤ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
母子、寡婦福祉資金の貸付を受けている方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所または市福祉事務所か本庁保健福祉部子ども未来づくり推進室自立支援グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
児童扶養手当を支給している方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所または市福祉事務所か本庁保健福祉部子ども未来づくり推進室自立支援グループ	不要		
児童保護措置費徴収金を納付されている方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所または市福祉事務所か本庁保健福祉部子ども未来づくり推進室自立支援グループ、障害者保健福祉課支援費基盤グループ	不要		
児童福祉施設を開設されている社会福祉法人等	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部子ども未来づくり推進室自立支援グループ、子育て支援グループ	要	次の事項について、変更の届出が必要です。施設設置場所の所在地	不要
里親の方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部子ども未来づくり推進室自立支援グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
病院・診療所・助産所・施術所を開設されている方	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部医務薬務課医務グループ	不要		
老人福祉法による届出をされている方（老人居宅生活支援事業・老人デイサービスセンター等・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部高齢者保健福祉課計画推進グループ	不要		
社会福祉法による届出をされている方（軽費老人ホーム）	北海道□ 保健福祉部	名寄保健所か本庁保健福祉部高齢者保健福祉課計画推進グループ	不要		
火薬類の製造保安責任者・取扱保安責任者の免許をお持ちの方	北海道□ 経済部	上川支庁商工労働観光課か本庁経済部資源エネルギー課指導保安グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
電気工事業の登録をしている方	北海道□ 経済部	上川支庁商工労働観光課か本庁経済部資源エネルギー課指導保安グループ	不要		
高圧ガス製造保安責任者・販売主任者の免許をお持ちの方	北海道□ 経済部	上川支庁商工労働観光課か本庁経済部資源エネルギー課指導保安グループ	不要		
液化石油ガス設備士の免許をお持ちの方	北海道□ 経済部	上川支庁商工労働観光課か本庁経済部資源エネルギー課指導保安グループ	要	住所表示の変更があった場合は、書き換えの申請が必要です。申請書に住居表示変更通知書等の原本または写し及び免状を添えて手続きを行ってください。なお申請先は高圧ガス保安協会となります。	不要
通訳案内業免許の交付を受けている方	北海道□ 経済部	上川支庁商工労働観光課か本庁経済部観光振興課観光地づくりグループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—

【 道・国 関 係 ⑥ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
砂利採取業務主任者の資格をお持ちの方	北海道経済部	上川支庁商工労働観光課か 本庁経済部資源エネルギー 課指導保安グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要 ありません。	—
採石業務管理者の資格をお持ちの方	北海道経済部	上川支庁商工労働観光課か 本庁経済部資源エネルギー 課指導保安グループ	不要		
電気工事士の資格をお持ちの方	北海道経済部	上川支庁商工労働観光課か 本庁経済部資源エネルギー 課指導保安グループ	不要		
旅行業または旅行業者代理業の登録をしている方	北海道経済部	本庁経済部観光振興課管理 企画グループか（国）北海 道運輸局企画部観光振興課 観光第一係(011-290-2723)	不要	合併時の住所変更の手続きは必要 ありません。	—
技能士の資格をお持ちの方	北海道経済部	北海道職業能力開発協会 （札幌市白石区東札幌5条 1丁目 職業能力開発支援 センター内 011-825-2386） または上川支庁商工労働観 光課か本庁経済部人材育成 課民間訓練グループ	不要	技能士手帳の交付を受けている方 は、来庁の際に住所変更の手続き を行ってください。	—
職業訓練指導員の免許をお持ちの方	北海道経済部	上川支庁商工労働観光課か 本庁経済部人材育成課民間 訓練グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要 ありません。	—
適正計量管理事業所の指定を受けている方	北海道経済部	北海道計量検定所	要	証明書を添付のうえ変更手続きを 行ってください。	不要
中小企業組合の定款変更認可申請	北海道経済部	上川支庁商工労働観光課、 本庁経済部商工振興課中小 企業支援グループ、北海道 中小企業団体中央会	要	定款上の地区、事務所の所在地が 変更となる場合は、定款変更認可 申請が必要です。	不要
工場立地法に基づく届出をしている方	北海道経済部	上川支庁商工労働観光課か 本庁経済部産業立地課管理 調査グループ	不要	合併時の住所変更の手続は必要あ りません。	—
肥料の生産販売の登録・届出をしている方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政 部技術普及課研究推進グル ープ	要	合併後、2週間以内に肥料取締法 に基づく住所変更の手続きを行っ てください。	不要
農薬の販売をしている方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政 部技術普及課研究推進グル ープ	要	合併後、2週間以内に農薬取締法 に基づく住所変更の手続きを行っ てください。	不要
農業機械士及び指導農業機械士の認定を受けている方	北海道農政部	本庁農政部技術普及課研究 推進グループ	要	交付した認定手帳の本籍、住所に 変更を生じた場合は、北海道農業 機械利用改善事業実施要領に基づ く認定手帳変更届出書を提出して ください。	不要
農業機械整備施設の認定を受けている方	北海道農政部	本庁農政部技術普及課研究 推進グループ	要	整備施設の設置箇所を変更（住所 表示の変更を含む。）した場合は 北海道農業機械利用改善事業実施 要領に基づく届出書を提出してく ださい。	不要
種馬鈴しの集荷販売業者の登録を受けている方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政 部農産振興課畑作グループ	要	登録を受けている方の住所表示の 変更及び集荷する市町村名に変更 があった場合は、速やかに書換え 交付の申請が必要です。	不要
家畜人工授精師免許証、人工授精所開設許可証、種畜証明書をお持ちの方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政 部畜産振興課家畜衛生グル ープ	不要	住所変更の必要はありません。	—

【 道・国 関 係 ⑦ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
家畜商免許証の交付を受けている方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政部畜産振興課酪農グループ	要	家畜商免許証の書換交付申請を行ってください。	—
飼料・飼料添加物の製造・輸入・販売をしている方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政部畜産振興課環境飼料グループ	要	1 か月以内に届け出事項変更届けを提出してください。	不要
農業改良普及員、生活改良普及員及び改良普及員の資格をお持ちの方	北海道農政部	上川支庁農務課か本庁農政部技術普及課普及推進グループ	不要	資格取得者に交付される合格証書の住所は、交付時における住所であるため、その後の住所変更による手続きは必要ありません。	—
林業改良指導員の資格をお持ちの方	北海道□ 水産林務部	上川支庁林務課、上川北部森づくりセンターか本庁水産林務部森林環境室森林活用課林業普及グループ	不要		
種苗の採取・育成の生産事業者登録をしている方	北海道□ 水産林務部	上川支庁林務課か水産林務部森林整備課保護種苗グループ	要	許可を受けている方の住所表示、または許可対象地の住所表示に変更があった場合、速やかに変更手続きをしてください。	3,500円
林地開発許可を受けている方	北海道□ 水産林務部	上川支庁林務課か水産林務部治山課森林保全グループ	要	許可を受けている方の住所表示、または許可対象地の住所表示に変更があった場合、速やかに変更手続きをしてください。	不要
建築事務所の開設登録を行っている方	北海道建設部	上川支庁経済部建設指導課か本庁建設部建築指導課建築基準グループ	要	住所表示に変更があった場合は届出が必要です。ただし、市町村名のみの変更については、届出の必要はありません。	不要
建築士の登録を受けている方	北海道建設部	上川支庁経済部建設指導課か本庁建設部建築指導課建築基準グループ	要		
建設業許可業者の営業所所在地の変更手続き	北海道建設部	上川支庁経済部建設指導課か本庁建設部建設管理室建設情報課建設業グループ	不要	市町村名のみの変更については、届出の必要はありません。ただし、住所表示に変更がある場合は、届出が必要です。	—
屋外広告物の掲出許可を受けている方	北海道建設部	上川支庁建設指導課か本庁建設部都市計画課まちづくり推進グループ	要	屋外広告物の掲出許可を受けている方の住所表示に変更があった場合は、届出が必要です。5 日以内に住所変更の手続きを行ってください。また、許可を受けている広告物等の管理者の住所表示に変更があったときも届出が必要です。速やかに手続きを行ってください。	不要
屋外広告業の届出をされている方	北海道建設部	上川支庁建設指導課か本庁建設部都市計画課まちづくり推進グループ	要	屋外広告業の届出をされている方の届出事項（営業所の名称及び所在地等）に変更があったときは、届出が必要です。速やかに手続きを行ってください。	不要
道道の占用許可書を受けている方	北海道建設部	土木現業所士別出張所か旭川土木現業所管理部管理課(0166-46-4925)	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
北海道が管理する河川の流水及び土地の占用許可を受けている方	北海道建設部	旭川土木現業所管理部管理課か本庁建設部河川課河川管理グループ	不要	合併時の住所変更及び占用の場所の変更手続きは必要ありません。	—
浄化槽工事業登録業者の営業所所在地の変更手続き	北海道建設部	上川支庁経済部建設指導課か本庁建設部建設管理室建設情報課建設業グループ	不要	市町村名のみの変更については、届出の必要はありません。ただし、住所表示に変更がある場合は、届出が必要です。	—
解体工事業登録業者の営業所所在地の変更手続き	北海道建設部	上川支庁経済部建設指導課か本庁建設部建設管理室建設情報課建設業グループ	不要		

【 道・国 関 係 ⑧ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
競争入札参加資格をお持ちの方	北海道□ 各部（局）	各資格の審査担当部（局） 北海道人事委員会事務局総務審査課総務審査グループ	不要	合併に伴う住所変更の手続きは、必要ありません。	—
登録している職員団体の規約または登録申請書記載事項の変更	北海道□ 人事委員会	教育庁生涯学習部高校教育課運営グループ	要	次の事項について、届出が必要です。 1 規約に記載されている主たる事務所の所在地の変更 2 職員団体登録申請書に記載されている役員住所または事務所所在地の変更	不要
北海道公立高等学校生徒学資金を償還中の方	北海道教育庁	教育庁生涯学習部高校教育課運営グループ	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金を償還中の方	北海道教育庁	上川教育局か教育庁生涯学習部文化課文化財保護グループ	不要		
銃砲刀剣類の登録をされている方	北海道教育庁	公安委員会（名寄警察署）	不要		
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、猟銃用火薬等譲受許可証、猟銃用火薬等消費許可証の交付を受けている方	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	公安委員会（名寄警察署）	不要	合併時の本籍、住所（法人の事業場の所在地）の変更の手続きは必要ありません。なお、書換えを希望される方は、住所地または法人の事業場を管轄する警察署の窓口に出してください。	—
風俗営業許可証の交付を受けている方	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	公安委員会（名寄警察署）	不要	合併時の本籍、住所の変更の手続きは必要ありません。なお、書換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署の窓口に出してください。	—
古物商・古物市場主の許可証、質屋許可証の交付を受けている方	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	公安委員会（名寄警察署）	不要		
警備員に係る検定合格証、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている方	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	公安委員会（名寄警察署）	不要		
人命救助等に從事する者届出済証明書、使用人届出済証明書、講習修了証明書、技能検定合格証明書、教習資格認定証、練習資格認定証の交付を受けている方	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	公安委員会（旭川運転免許試験場または名寄警察署） 公安委員会（許可証を発行した警察署）	不要	合併時の本籍、住所（法人の事業場の所在地）の変更の手続きは必要ありません。なお、書換えを希望される方は、住所地または事業場の所在地を管轄する警察署の窓口に出してください。	—
自動車運転免許証をお持ちの方	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	許可証を発行した警察署 名寄警察署	不要	更新時に変更しますので、合併時の手続きは必要ありません。なお、更新前に希望される方は警察署または運転免許試験場で手続きをしてください。ただし、自己都合で住所が変更となる場合は、記載事項の変更をしなければなりません。	—
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証	北海道□ 公安委員会 （北海道警察）	公安委員会（名寄警察署）	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	—

【 道・国 関 係 ⑨ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
制限外けん引許可証	北海道 北海道警察	許可証を発行した警察署	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。なお、書換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きができます。	—
自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書	北海道 北海道警察	名寄警察署	不要	変更手続きは必要ありません。変更登録、移転登録の申請時に併せて手続きを行ってください。	—
安全運転管理者等を選任し、警察署に選任届け出を行っている事業所の使用者の方	北海道 公安委員会 (北海道警察)	公安委員会（名寄警察署）	不要	合併時の手続きは必要ありません。なお、希望される方は警察署で手続きをしてください。	—
緊急自動車や道路維持作業車をお持ちの方へ(届出確認書または指定書記載事項変更)	北海道 公安委員会 (北海道警察)	公安委員会（名寄警察署）	不要	住居表示の変更の場合は必要ありませんが、会社等の名称が変更になる場合は、使用の本拠を管轄する警察署の窓口で速やかに手続きを行ってください。	—
合併する市町村に住所を持つ企業・団体、個人等の無線局の免許	国（総務省） 北海道総合通信局		要	合併後に、電波法第21条に基づく無線局免許状の訂正申請が必要です。ただし、再免許または他の項目の変更等の申請時に合わせて無線局免許状の訂正申請をしても差し支えありません。	不要
合併する市町村に設置(常置)している無線局の免許	国（総務省） 北海道総合通信局		要		
会社等の（商業登記簿・法人登記簿等）の本店、主たる事務所の所在地と代表者の住所	国	旭川法務局名寄支局	不要	商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。また、代表者の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなされます。なお、登記簿の記載が合併前住所のままでは差し支える場合は、申請してください。（非課税）	不要
不動産所有者、仮登記権利者、抵当権者等（土地建物登記簿等）の住所	国	旭川法務局名寄支局	不要	合併により所有者の住所が変更になっても、旧町名を読み替える規定があります。なお、登記簿の記載が合併前住所のままでは差し支える場合は、申請してください。（非課税）	不要
不動産（土地登記簿、建物登記簿）の所在	国	旭川法務局名寄支局	不要	法務局において職権で変更します。	不要
公正証書を受けている方		名寄公証役場	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、新市発足前に作成された公正証書に基づき、新市発足後の権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。	不要
裁判所に訴え提起や調停の申立等、何らかの事件が係属している方	国	各裁判所	状況によります。	不明な点は事件が係属している裁判所へお尋ねください。なお、裁判所から住所表示変更届等での指示があった場合はご協力ください。	
検察審査会に何らかの事件が係属している方	国	各検察審査会	状況によります。	不明な点は事件が係属している検察審査会へお尋ねください。競争参加資格審査申請書変更届の提出が必要です。	

【 道・国 関 係 ⑩ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
財務省競争参加資格を有する者（建設工事・測量等）	国 北海道財務局	本局（宿舍総括課）及び旭川財務事務所（管財課）	要	競争参加資格審査申請書変更届の提出が必要です。	不要
財務省競争参加資格を有する者（役務の提供等）	国 北海道財務局	本局（会計課）及び旭川財務事務所（総務課）	要	競争参加資格審査申請書変更届の提出が必要です。	不要
証券業務の登録をしている金融機関（住居表示変更地域内に登録店舗を有する金融機関）	国 北海道財務局	本局（金融監督第1課）及び旭川財務事務所（理財課）	要	2週間以内に変更の届出が必要です。	不要
証券業務の登録をしている金融機関で定款が変更される場合	国 北海道財務局	本局（金融監督第1課）及び旭川財務事務所（理財課）	要	遅滞なく変更の届出が必要です。	不要
損害保険代理店の代理申請保険会社（代理店の事務所所在地）	国 北海道財務局	本局（金融監督第1課）及び旭川財務事務所（理財課）	要		
信用金庫、信用組合	国 北海道財務局	本局（金融監督第2課）及び旭川財務事務所（理財課）	要	定款変更認可申請及び定款変更届出が必要な場合があります。	不要
前払式証票の発行の登録または届出をしている方	国 北海道財務局	本局（金融監督第2課）及び旭川財務事務所（理財課）	要	遅滞なく登録または届出した発行者、営業所、役員等の住所変更の届出が必要です。	不要
審査請求をしている方	国 札幌国税不服審判所	札幌市中央区大通西10丁目	要	住所変更の届出をして下さい。	不要
労働保険に加入している事業主の方	国 (厚生労働省)	名寄労働基準監督署または名寄公共職業安定所	不要	住所表示に変更があった場合は、「労働保険名称、所在地等変更届」により届出が必要です。	—
公共職業安定所に求職登録をされている方	国 (厚生労働省)	名寄公共職業安定所	要	登録した公共職業安定所の窓口において申し出ください。	不要
公共職業安定所に求人申込みされている事業主	国 (厚生労働省)	名寄公共職業安定所	不要	申込みした公共職業安定所の窓口において申し出ください。	—
雇用保険適用事業所として設置している場合	国 (厚生労働省)	名寄公共職業安定所	不要	10日以内に所在地を管轄する公共職業安定所に雇用保険各種変更届を提出してください。その他（「住所変更」があった場合は届出が必要ですが、「住所表示」の変更の場合は届出等の不要なものが多いので、ご不明な点がございましたらご相談ください。）	—
政府管掌健康保険被保険者証をお持ちの方	国 (厚生労働省)	旭川社会保険事務所	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者住所欄は、ご自身で訂正してください。	—
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	国 (厚生労働省)	旭川社会保険事務所	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
米穀取扱事業者	国(農林水産省)北海道農政事務所	北海道農政事務所消費流通課（011-642-5472）	要	「米穀の出荷または販売の事業の届出事項の変更届書」に変更内容を記入し、変更日前日までに提出	不要
国道の占用許可書を受けている方	国 (国土交通省)北海道開発局	建設部建設行政課路政1係(内線5348)及び旭川開発建設部または土別道路事務所	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
国が管理する河川の占用許可書を受けている方	国 (国土交通省)北海道開発局	建設部建設行政課水政2係(内線5349)及び旭川開発建設部または名寄河川事務所	不要		
特殊車両通行許可を受けている方	国 (国土交通省)北海道開発局	建設部建設行政課路政2係(内線5347)及び旭川開発建設部	要	申請者の所在地が変更になるとき、変更届を提出し、許可証を修正する必要があります。	不要
下水道処理施設維持管理業者登録	国 (国土交通省)北海道開発局	事業振興部都市住宅課都市予算係（内線5875）	要	当該登録を行っている下水道維持管理業者は下水道処理施設維持管理業者登録規定第8条による変更申請が必要	不要

【 道・国 関 係 ⑪ 】

項目／該当される方	関係機関	住所変更による取り扱い		手続に伴う手数料等	
		要・不要	手続きの方法等		
競争参加有資格業者（工事・コンサル）の本店所在地等の変更手続き	国（国土交通省） 北海道開発局	事業振興部工事管理課企画課（内線4580）及び旭川開発建設部	要	住所変更の手続きは必要です。本店所在地を管轄する開発建設部で手続きしてください。	不要
建設業者の営業所所在地の変更手続き	国（国土交通省） 北海道開発局	事業振興部建設産業課建設業係（内線5893）	要	住所表示に変更があった場合は、届出が必要です。ただし、市町村名のみの変更については、届出の必要はありません。	不要
中小企業等協同組合の事務所所在地の変更及び役員の住所の変更手続き	国（国土交通省） 北海道開発局	事業振興部建設産業課建設業係（内線5893）	要	住所表示に変更があった場合は、届出が必要です。	不要
一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）の資格をお持ちの方	国（国土交通省） 北海道開発局	開発監理部会計課調査係（内線5241）及び旭川開発建設部	要	競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）に変更事項を記載し、登記簿謄本を添えて申請してください。	不要
倉庫業の登録を受けている方	国（国土交通省） 北海道運輸局	企画振興部物流振興・施設課または旭川運輸支局	要	営業所の住居表示や倉庫の地番が変更となった場合は、以下の手続きが必要です。 （1）「軽微変更届出書」の提出（添付書類不要） （2）「認定トランクルーム変更届出書」（トランクルームの認定を受けた倉庫を有する場合）	不要
動力車操縦者運転免許証の交付を受けている方	国（国土交通省） 北海道運輸局	鉄道部安全対策課	要	本籍の記載事項が変わった場合は、運転免許証記載事項の変更申請が必要です。	不要
一般貨物自動車運送事業者	国（国土交通省） 北海道運輸局	自動車交通部貨物課、旭川運輸支局	要	事業所や車庫、休憩施設などが変更となった場合は、住所変更の届出が必要です。	不要
特定貨物自動車運送事業者	国（国土交通省） 北海道運輸局	自動車交通部貨物課、旭川運輸支局	要		
貨物軽自動車運送事業者	国（国土交通省） 北海道運輸局	自動車交通部貨物課、旭川運輸支局	要		
自動車検査証の所有者住所の変更登録	国（国土交通省） 北海道運輸局	旭川運輸支局 （0166-51-5271）	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありませんが、書き換えを希望される場合は申請により変更することができます。	（申請書代 30円）
自動車検査証の使用の本拠の位置の変更登録	国（国土交通省） 北海道運輸局	旭川運輸支局 （0166-51-5271）	不要		
自動車検査証の使用者住所の記載事項変更記入申請	国（国土交通省） 北海道運輸局	旭川運輸支局 （0166-51-5271）	不要		
小型二輪の自動車検査証の記載事項の記載変更申請	国（国土交通省） 北海道運輸局	旭川運輸支局 （0166-51-5271）	不要		
検査対象外軽自動車の記載事項の変更届出	国から受託 軽自動車協会	旭川地区軽自動車協会	不要		
封印受託事業者の住所の変更届	国（国土交通省） 北海道運輸局	旭川運輸支局	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	不要
封印受託事業者の事業場の変更届	国（国土交通省） 北海道運輸局	旭川運輸支局	不要		

【 道・国 関 係 ⑫ 】

項目／該当される方	関 係 機 関		住所変更による取り扱い		手続に伴う 手数料等
			要・不要	手続きの方法等	
回送運行許可営業所の変更届	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	旭川運輸支局	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	—
自動車登録申請書に添付する書面の一括承認書の住所の変更届け	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	旭川運輸支局	要	承認内規に基づき運輸支局へ提出してください。	不要
自動車分解整備事業者	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	旭川運輸支局	要	行政区画、土地の名称等の変更の場合は、最も早い時期に行う他の届出に併せて行うことが出来ます。	不要
優良自動車整備事業者	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	旭川運輸支局	要		
指定自動車整備事業者	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	旭川運輸支局	要		
旅客自動車運送事業者	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	自動車交通部旅客第一課または旅客第二課、旭川運輸支局	要	事業所や車庫、保管施設などが変更となった場合は、変更届の提出が必要です。	不要
貨物利用運送事業の許可事業者（二種、運送機関は自動車・鉄道・航空）	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	自動車交通部貨物課、旭川運輸支局	要	事業所や車庫、休憩施設などが変更となった場合は、変更届の提出が必要です。	不要
貨物利用運送事業の登録事業者（一種、運送機関は自動車・鉄道・航空）	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	自動車交通部貨物課、旭川運輸支局	要	事業所や保管施設などが変更となった場合は、変更届の提出が必要です。	不要
交付日が平成15年6月1日以降の小型船舶操縦免許証を受有されている方	国 (国土交通省)□ 北海道運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課または旭川運輸支局	要	市町村合併により免許証の住所を訂正する場合は、更新申請時に併せて訂正手続きを行います。なお、更新可能期間以前に訂正をご希望の方は、お問い合わせ願います。	不要
郵便貯金通帳、貯金証書	日本郵政公社□ 各郵便局		不要	市町村合併に伴う住所変更の場合は、手続きの必要はありません。なお、通帳、証書の住所の訂正を希望される場合は、合併後に最寄りの郵便局に申し出てください。	—
簡易保険の契約	日本郵政公社□ 本社		不要	市町村合併に伴う住所変更の場合は、手続きの必要はありません。合併後に郵政公社本社において一括して処理されます。	—

【 そ の 他 】

項 目	該当される方	住所変更による取り扱い		合併までのお問い合わせ
		要・不要	手続きの方法等	
普通・定期預金、当座預金、融資取引のある方	取引されている方	—	金融機関により異なりますので、直接お問い合わせください。	取引されている金融機関
生命保険、損害保険の加入者	加入されている方	—	各社により取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。	契約等をされている各社
クレジットカード・各種有価証券などの所有者	所有されている方			
携帯電話の利用者	利用されている方			
N T T の電話回線	利用されている方	不要	N T T 東日本で行います。	東日本電信電話□
電気利用者	利用されている方	不要	合併に伴う住所変更の場合は、手続きの必要はありません。ただし、契約者の名義・名称が変更になる場合は届出が必要となりますので、直接お問い合わせください。	北海道電力□ 名寄営業所（01654-3-2131）又は、ほくでん契約センター（0120-12-6565）

【 お問い合わせ先 】

おもな機関	電話番号	所在地
風連町役場	01655-3-2511	〒098-0507 上川郡風連町西町196番地1
名寄市役所	01654-3-2111	〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地
北海道庁 北海道計量検定所 北海道中小企業団体中央会 北海道上川支庁 名寄保健所 旭川土木現業所土別出張所 美深出張所	011-231-4111 (大代表) 011-572-1787 011-231-1919 0166-46-5900(総合案内) 01654-3-3121 0165-23-2191 01656-2-1081	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 〒005-0805 札幌市南区川沿5条1丁目1-1 〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 〒096-0005 名寄市東5条南3丁目 〒095-0034 士別市西4条北1丁目 〒098-2253 中川郡美深町西3条北2丁目
国土交通省北海道開発局 旭川開発建設部名寄河川事務所 名寄農業開発事業所 土別道路事務所	011-709-2311 (大代表) 01654-3-3177 01654-3-4637 0165-23-3146	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 〒096-0016 名寄市西6条南9丁目 〒096-0016 名寄市西6条南9丁目 〒095-0029 士別市大通西15丁目
国土交通省北海道運輸局 軽自動車検査協会旭川事務所	011-290-2722 0166-52-3762	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎 〒070-0902 旭川市春光町10-44
北海道総合通信局	011-709-2311(内4686)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
名寄公共職業安定所	01654-2-4326	〒096-8609 名寄市西5条南10丁目
旭川地方裁判所名寄支部	01654-3-3331	〒096-0014 名寄市西4条南9丁目
旭川地方検察庁名寄支部	01654-3-2334	〒096-0015 名寄市西5条南10丁目2-91
旭川地方法務局名寄支局	01654-2-2349	〒096-0011 名寄市西1条南11丁目
北海道財務局 宿舎総括課 旭川財務事務所 管財課	011-709-2311 (大代表) 0166-26-4151	〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 〒070-0035 旭川市5条通10丁目左9号
名寄税務署 札幌国税不服審判所	01654-2-2157 011-231-9611	〒096-0031 名寄市西1条北1丁目 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎
農林水産省北海道農政事務所	011-642-5410	〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目

◆ ご注意 ◆

今回記載した内容は、平成17年9月現在の北海道企画振興部地域振興室の資料及び、風連町、名寄市の合併準備室の調査によるものです。問い合わせ先については、現時点で手続きが必要となっているものについて記載しています。合併時以降で、各機関の組織構成が変更されることがあります。実際の手続き時には、連絡先や担当部署、手続きの要否についても変わる場合がありますのでご了承ください。

合併時に発行予定のガイドブックでは、さらに整理した内容でお伝えしていきます。